

＜ 2010 年度 助成事業募集のご案内 ＞ 「郷土検定」の実施支援

～郷土に学び、郷土に活かす～



事業のねらい

郷土には、自然・技術・知恵・歴史といった、昔から受け継がれてきた貴重な「人」「モノ」「コト」が多く残っています。過疎高齢化などで元気をなくしていた農山漁村でも、NPO やボランティアが中心となって郷土のあるがままの魅力を活かした地域づくりが進められるようになりました。日本財団もこれまで「地元学」「郷土学」の手法による「あるもの探し」などへの助成を行ってきました。

一方、ここ数年の間に日本の各地で、地域活性化の手法の一つとして「ご当地検定」が盛り上がりを見せています。「ご当地検定」とは地域独自の文化、歴史、食、産業、自然などについて一定以上の知識をもった人へ合格証をあたえる認定試験です。「検定」という形態を取ることで、多くの方に地域の魅力を知っていただくきっかけとなるだけでなく、検定実施に向けた準備を通して、様々な分野で活躍する地域の団体が一体となって地域の歴史や文化を受け継ぎ、育んでいくことが見込まれます。

2009 年度より、日本財団は地域づくり活動への支援の手法を定め、これまで郷土学事業を実施してきた集落や町村単位を中心に、子供からお年寄りまで幅広く地域づくりに巻き込んでいくためのツールとして「郷土検定」の実施を支援しております。郷土を愛し、誇りを持つきっかけ作りとして活用していただくことを期待しています。

「郷土検定」の実施には、①郷土独自の魅力調査 ②テキスト作りや講習会の実施 ③検定の実施 といったプロセスが必要であることから、最長 3 ヶ年継続して助成を行いません。是非この制度を活用し、「自慢できる郷土」を再発見してください。

1. 対象となる団体

地域住民が主体となって地域づくりに取り組んでいる任意団体及びNPO法人(特定非営利活動法人)等

2. 補助率と助成金限度額

補助率は事業費総額の 80%以内。任意団体の助成金限度額は 100 万円、NPO法人等の助成金限度額は ありません。

3. 対象となる経費

助成事業の実施に必要な経費とします。

詳しくは、「助成金ガイドブック」7 ページに記載の「4. 対象となる経費」をご参照下さい。

4. 対象となる事業の実施期間

2010年4月1日以降に開始し、2011年3月31日までに完了することを原則とします。

※検定実施まで複数年を要する事業については、年度ごとに助成金申請を行っていただきます。

5. 申請時の添付書類

① 同封の「郷土検定実施計画書」に必要事項をご記入の上、申請書と一緒に送ってください。

② 団体の活動報告書や活動が紹介されている新聞のコピーなど。

※インターネット申請をご利用の方は、別途郵送、宅配便等でお送りください。

6. 審査にあたって重視する点

以下を総合的に判断し審査を実施します。

- 郷土に残る独自の自然・技術・知恵・歴史・伝統芸能などを活かしていること。
- 申請者（申請団体）以外の他団体・他機関の共同が見込まれる計画となっていること。
- 地域の子どもからお年寄りまで、幅広い層の住民を巻き込む計画となっていること。
- 事業の対象範囲が、農山漁村といった、集落から町村規模の計画を優先します。
- 高齢者が元気になり、子どもが高齢者に尊敬の念を持てる計画となっていること。
- 地域や団体の情報をインターネット等で情報発信していること。又は情報発信する計画があること。
- 検定実施までの計画（最長3カ年）において、事業実施年度ごとの目標が定まっていること。

7. 申請手続き

① インターネット申請 推奨！

日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体登録をすると、インターネット上で申請書を作成し、そのまま申請することができます。



② 申請書による申請

助成金申請書に必要事項を記入し、下記のお問い合わせ先まで郵送して下さい。

（メール・FAX でのご提出はできません）

〒107-8404 東京都港区赤坂 1-2-2

日本財団「2010年度助成金申請受付係（郷土検定）」

※ 提出いただいた申請書及び添付資料は返却いたしませんので、予めご了承ください。

※ 控えとしてお手元に申請書のコピーを1部、必ず保管して下さい。

8. お問い合わせ先

日本財団 公益・ボランティア支援グループ 公益チーム『郷土検定』担当係

電話番号：03-6229-5161 FAX 番号：03-6229-5160

9. その他

申請の詳細、助成の条件・注意事項等について、「助成金申請ガイドブック」を必ずお読み下さい。